

※建築基準法が一部改正されたことにもなつて、平成30年4月1日に「高知市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が一部改正されています。
建築物等の用途の制限については、添付の新旧対象表のとおり読み替えて下さい。

長浜産業団地地区計画

(平成14年11月 1 日告示第213号)

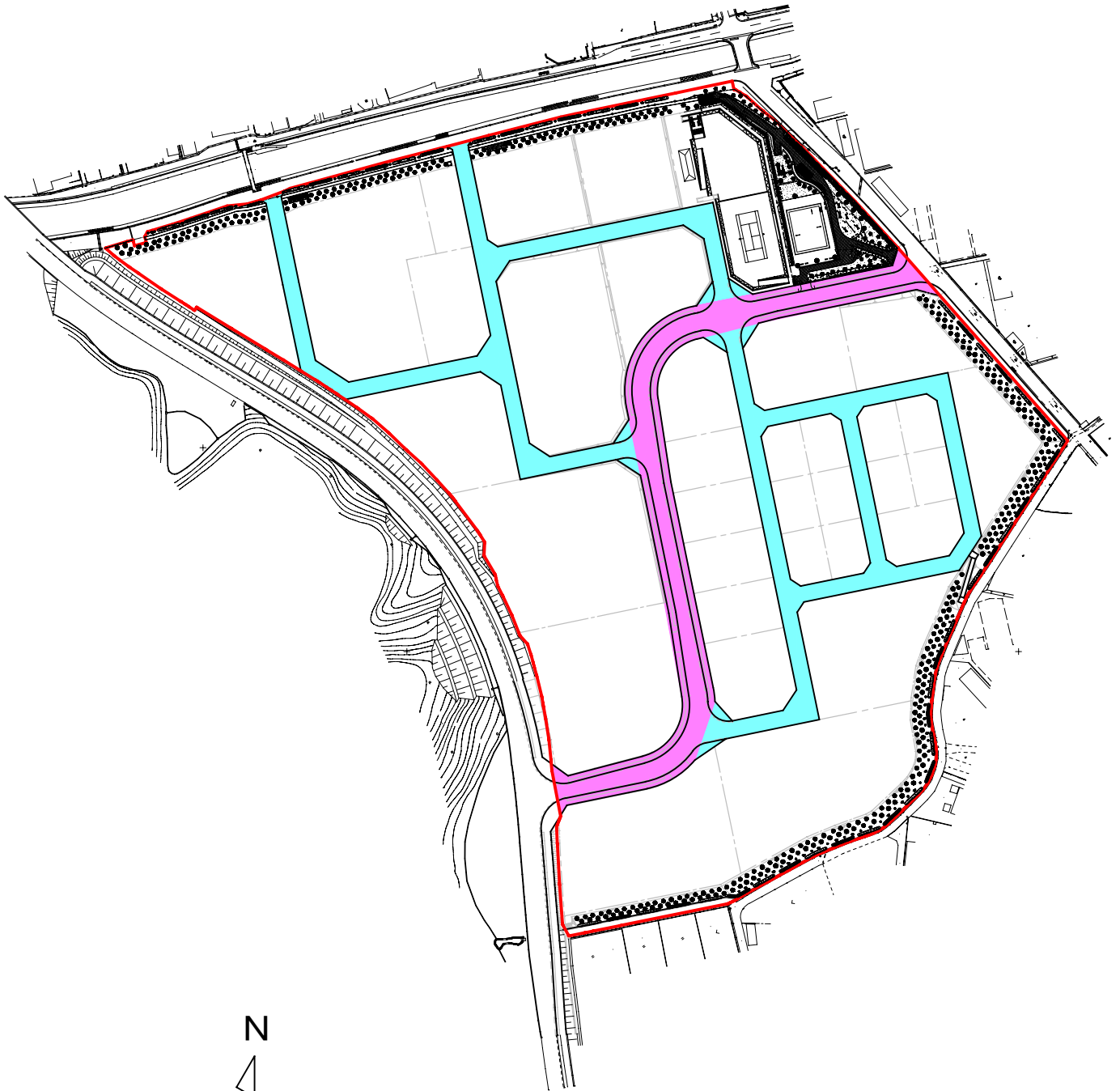
名 称	長浜産業団地地区計画	
位 置	高知市長浜字中切の全部、字西ヒルタ、字東ヒルタ、字コヤノ本、字大谷、字大谷山、字鳥坂山及び字柿ノ内の各一部	
面 積	約9.8ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、高知市の南西部に位置し、四国横断自動車道高知 I C から10 k m、東部自動車道(仮称)高知南 I C から7 k m、高知新港から5 k mと、工業団地としての立地条件に恵まれており、今後、道路、公園、緑地、調整池、ポンプ場等の工業団地に関連する地区施設の整備が行われる地区である。 このため、地区計画を策定することにより、この開発の趣旨に沿った建築物等の規制誘導を積極的に推進し、周辺の環境との調和を図りながら工業団地としてふさわしい環境と良好な景観を形成保全することを目標とする。
	土地利用の方針	本地区は、工業関連施設の積極的な立地を図るとともに、緑に囲まれた良好な工業団地の形成、保全を図る。
	地区施設の整備の方針	本地区において整備される、道路、公園、緑地、調整池等の地区施設は、今後ともその機能、環境が損なわれないように維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な工業団地の形成、保全を図るため、次の事項について必要な基準を定める。 (1) 建築物等の用途の制限 (2) 敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物等の形態、意匠の制限 (5) かき又はさくの構造の制限

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>建築物等の用途の制限</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（る）項に掲げるもののほか、次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、市長が工業団地の利便を害するおそれが無いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。</p> <p>(1) 住宅 (2) 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの (3) 共同住宅、寄宿舎又は下宿 (4) 図書館その他これらに類するもの (5) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (6) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (7) 公衆浴場 (8) 診療所 (9) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの (10) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの (11) 店舗又は飲食店その他これらに類するもの (12) 自動車教習所 (13) 畜舎 (14) マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの (15) カラオケボックスその他これに類するもの (16) 次に掲げる事業を営む工場 ア 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の火薬類の製造 イ 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物の製造 ウ マッチの製造 エ ニトロセルロース製品の製造 オ ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造 カ 合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。） キ 引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造 ク 乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造 ケ 木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。） コ 石炭ガス類又はコークスの製造 サ 可燃性ガスの製造（政令第130条の9の5で定めるものを除く。） シ 圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。） ス 塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、フッ化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、磷酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、せんたくソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナル、グリセリン、イヒチオールズルホン酸、アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造 セ たんぱく質の加水分解による製品の製造 ソ 油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。） タ ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造 チ 肥料の製造 ツ 製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造 テ 製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ト アスファルトの精製 ナ アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜産物又はその残りかすを原料とする製造 ニ セメント、石膏、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造 ヌ 動物の臓器又ははいせつ物を原料とする医薬品の製造 ネ 石綿を含有する製品の製造又は粉砕 (17) レデイミクストコンクリートの製造 (18) めっきを営む工場</p>
	敷地面積の最低限度	<p>300㎡</p> <p>ただし、市長が工業団地の利便を害するおそれが無いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。</p>
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱面から、隣地境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は2.5m以上とする（法面を有する敷地境界線の部分については、隣地境界線までの距離は1.5m以上、道路境界線までの距離は2.5m以上とし、かつ、法肩から1m以上とする。）。ただし、市長が工業団地の利便を害するおそれが無いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可したものは、この限りでない。</p>


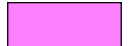
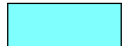
建築物等の形態、意匠の制限	<p>建築物等の外観、意匠等は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、けばけばしい色彩を避けた落ち着いたものとし、周辺の景観に配慮したものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>ア 地色は、けばけばしい色彩を避け、周辺の景観に配慮したものとする。</p> <p>イ 自家用に設置するものに限る。</p> <p>ウ 屋根面に表示しないものであること。</p>
かき又はさくの構造の制限	<p>(1) かき又はさく（門柱及び門扉を除く。以下同じ）を設置する場合は、高さ1 m以上の生け垣とする。</p> <p>(2) 幹線道路に面して、幅2 m以上（区画道路に面している場合には1 m以上）の植栽帯を設ける場合及び隣地境界線においては、高さ2 m以下の透視可能なフェンスを設置することができる。 （幹線道路、区画道路の区分については計画図面に表示）</p> <p>(3) 前(1)、(2)号の制限は、他法により規定される場合及び環境協定に規定する場合は適用しない。</p>

区域は計画図表示のとおり

高知広域都市計画長浜産業団地地区計画



※この図は概略図ですので、詳細については
都市計画課までお問い合わせ下さい。

凡 例	
	地区計画の区域
	幹線道路
	区画道路